

公益財団法人かながわ生き生き市民基金 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人かながわ生き生き市民基金（以下この法人という）の事業の発展のために協力する賛助会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は法人は、会員になることができる。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 会費は入会時に年会費を納入し、以降、年会費を毎年納入しなければならない。

2. 年会費は次のとおりとする。

(1) 個人賛助会員 1口 1,000円 1口以上

(2) 法人・団体賛助会員 1口 10,000円 1口以上

3. 会員が納入した年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(特典)

第5条 会員はこの法人が提供する次の情報・サービスを受け取ることができる。

1. 年次報告書 2. フォーラム報告書 3. 助成団体報告書

4. この法人が企画開催するイベントへの招待

(退会)

第6条 会員は退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員は次の事由により資格を喪失する。

(1) 法人の解散又は個人の死亡

(2) 会員が正当な理由なく年会費を滞納し、かつ催告に応じないとき。

(会費の用途)

第7条 会費はこの法人の公益目的事業を推進するための活動費用（事業費・管理費）に使うものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、代表理事が理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める

2. この規程は2018年8月11日から施行する。